

「建設工事における新技術活用促進に関する実施要領」の運用

「建設工事における新技術活用促進に関する実施要領」の運用を次のように定める。

1. 新技術の評価

1. 1 登録時の評価

- ① 事務局は申請された新技術の新技術評価表(案) (別添様式-10)を作成し、新技術活用委員会に提出する。なお、国土交通省の新技術情報提供システム (NETIS) において「評価情報 (VE)」として情報提供されている新技術については、新技術評価表 (案) の作成を省略することができる。

【参考】

NETIS の評価区分 (末尾の識別番号) については以下のとおり

VE : 活用評価会議^{*1} で審査、評価され、継続調査を必要としない技術

VR : 活用評価会議における審査で、継続調査の対象となった技術

A : 活用評価会議での審査、評価が行われていない技術

※1 活用評価会議とは、産学官の有識者による新技術の評価会議

- ② 新技術活用委員会は事務局から提出された新技術評価表(案)に基づき行った評価についての承認を行う。ここでいう評価とは、技術の成立性、現場での適用性、従来技術と比較した優位性、積算資料、施工管理基準の整備状況等を整理し、下記の活用の区分を定めることをいう。

【活用の区分】

- 「活用促進を図る新技術(レベル3)」
県の工事で一般に活用促進を図る新技術
 - 「活用後調査が必要な新技術(レベル2)」
現場での適用性、活用の効果、施工管理基準の整備等を検証 (活用効果調査の実施) する必要のある新技術
 - 「実績がない新技術 (レベル1)」
全国での施工実績がなく、活用効果調査 (追跡調査必須) の実施が必要な新技術
- ③ 新技術・新工法の評価基準は、「(1) 評価点」による技術の効果 (技術の成立性・有用性等) と、「(2) 活用の区分 (活用レベル)」による技術の使いやすさ (実地条件下での適用性) の2種類の基準により評価する。

(1) 評価点の決定

登録申請のあった新技術・新工法が、どれくらいの効果があるか、使いやすさはどうか

等を総合的に判定する。新技術活用評価委員会で活用区分の評価を受けるには、技術の成立性、有用性が確認でき、現場で実用化できる段階の技術であり、かつ、評価点数が 51 点以上となることが条件となる。(⇒ 従来技術を 50 点とし、それ以上の効果が必要)

【1】評価点について	
(1) 活用の効果 (経済性、工程、品質、出来形、安全性、施工性、環境)	各項目 10 点 : 60 点満点
(2) 積算基準	5 点満点 (0, 5 点)
(3) 施工管理基準	5 点満点 (0, 5 点)
(4) 実績数	10 点満点 (0, 3, 7, 10 点)
(5) NETIS での評価結果	10 点満点 (0, 3, 7, 10 点)
(6) 現場への適用性	10 点満点 (0, 3, 7, 10 点)

(2) 活用の区分 (活用レベル) の決定

「積算基準」「施工管理基準」「実績数 (全国)」及び「活用の効果」で活用の区分を定める。

【2】活用の区分について						
評価項目		AAA	AA	A	B	C
登録時の評価	積算基準	公共機関	協会	メーカー		無
	施工管理基準	公共機関	協会	メーカー		無
	実績数 (全国)	500 件以上	100 件以上	10~99 件	1~9 件 又は第 3 者機 関の審査有	0 件 かつ第 3 者機 関の審査無
	活用の効果			全て 6 点 以上		

「レベル 1」: C がある場合

「レベル 2」: 6 A 未満かつ C がない場合、6 A 以上かつ B があり C がない場合

「レベル 3」: 6 A 以上かつ B・C がない場合、NETIS 登録が「VE」の場合

※積算基準、施工管理基準が無い新技術は登録できない

- ④ 評価を迅速にするために、建設工事新技術活用評価委員会及び幹事会の構成員の決裁を得ることで、委員会・幹事会の開催に替えることができる。
- ⑤ 事務局は、登録時の新技術評価結果を新技術情報データベースに登録する。
- ⑥ 事務局は、登録時に新技術申請者に登録通知をするとともに、データベースに掲載するための画像ファイル及び見積徴収先リストを提出させる。
提出された見積徴収先リストは、新技術情報データベースに掲載する。
- ⑦ 登録のためのヒアリング及び審査は、必要に応じ随時実施するものとする。

1. 2 活用後の評価

- ① 事務局は、活用されたレベル2及びレベル1の新技术の活用効果調査結果のとりまとめ（別添様式-8,9）を行い、これを基に、活用後の新技术評価表（案）（別添様式-10）を作成し、新技术活用委員会に提出する。
- ② 新技术活用委員会は事務局から提出された新技术評価表(案)に基づき評価を行う。ここで評価とは1. 1③の【活用の区分】の見直しを行うことである。
- ③ 事務局は、活用後の新技术評価結果を新技术情報データベースに登録する。

2. 新技术の活用

各土木事務所等は、公共工事のコスト縮減・品質向上など建設分野の諸課題の解決を図る観点に立ち、新技术活用委員会の評価を踏まえ、各公共工事に新技术を採用することの可否について比較検討を行い、新技术の活用の妥当性を判断し、活用を行うことが有効で適切であると判断した場合、新技术の活用を図る。

新技术活用委員会で評価された新技术を現場に導入する場合には、当該新技术の活用の区分に応じて工事を実施する。

工事完了後は、事務局より別途依頼する様式（活用実績一覧表）に必要事項を記入し、事務局に提出するものとする。

3. 新技术活用効果調査（レベル1・レベル2登録技術）

レベル1・レベル2に登録されている技術は、現場での適用性、活用の効果、施工管理基準の整備等に加え、新技术の信頼性を検証するため、土木事務所等は、活用した新技术について、活用効果調査を行う。

特に、レベル1に登録されている技術については、工事完了後・3・6・12か月経過した際の追跡調査を必須とする。

当該土木事務所等は、①活用の効果調査、②施工管理調査、③追跡調査（長期間にわたり構造物の性能、耐久性等を把握する必要がある場合、レベル1登録技術のモニタリング調査を行う場合等）のとりまとめ（別添様式-1,2,3,4,5,6,7）を行い、事務局に提出する。

活用効果調査を行う対象工事に該当するものとして、発注時に設計図書により工法を指定する場合（発注者指定型）や、契約後に受注者からの提案技術により設計変更を行う場合（施工者希望型）等を想定する。

ただし、以下の項目に該当する場合には、活用効果調査結果の提出を省略できるものとする。

- ・建設技術審査証明（国土技術研究センター、土木研究センター等）を取得済みの技術
- ・受注者の任意施工など、設計図書に定めがない工法で、設計変更を伴わないもの
- ・その他、事務局との協議等により提出を省略できると判断したもの

3. 1 活用効果調査の方法

① 活用の効果調査

新技術を活用したことにより明らかとなった効果を把握するため、調査対象の新技術に応じ、以下の6つの調査項目について活用の効果調査（別添様式-2）を行う。

- 経済性
- 工程
- 品質・出来形
- 安全性
- 施工性
- 環境

② 施工管理調査

施工管理基準の整備が必要な新技術の活用に当たっては、測定項目及び規格値について適切な調査（別添様式-3）を行う。

③ 追跡調査

新技術を活用した工事について、長期間にわたり構造物の性能、耐久性等を把握する必要がある場合、1～2年ごとに適切な調査（基本的には目視程度）を行う。（別添様式-7）

レベル1に登録されている技術については、工事完了後・3・6・12か月経過した際の追跡調査を必須とし、現地確認（基本的には目視程度）を行い、変状の有無を確認する。（別添様式-7 準用）

追跡調査の結果、変状が発生していた場合は、速やかに補修を行う。

新技術申請者は、追跡調査及び補修に協力するものとする。

4. 静岡県活用促進技術

新技術として登録された技術のうち、汎用化、一般化されていない技術でかつ総合的に活用の効果が優れていると判断できる技術を、静岡県活用促進技術に指定し、有用な新技術の活用促進を図る。

4. 1 対象とする技術

新技術として登録された技術のうち、次の要件に合致するもの

【選定要件】 ※アかつイ、または、ウ

ア 汎用化、一般化されていない技術

当該年度から5年度以内に登録された技術

イ 活用の効果が優れている技術

過去5年間の新技術活用実績調査^{※2}において、5件以上の活用実績が確認され、従来技術との比較にて活用の効果が向上と判断されたもの。

ウ その他新技術活用委員会が選定し指定する技術

特定の現場ニーズに合致する技術等

例：カーボンニュートラルに資する技術等

※2 新技術活用実績調査とは、当該年度で採用した新技術の活用実績を、事務局から各出先機関等に対し調査し、従来技術と比較した際のコスト縮減額や、活用の効果（経済性・工程短縮・品質出来形・安全性・施工性・環境配慮）を確認するもの。

4. 2 取組の概要

①静岡県活用促進技術の指定

新技術活用委員会は選定要件に照らして、「静岡県活用促進技術」とすべき技術であるかの評価を行い、該当するものがある場合は指定を行う。

②静岡県活用促進技術の指定取り消し

新技術活用委員会は、「静岡県活用促進技術」に指定された技術について、以下のいずれかに該当する場合は、当該技術に対する「静岡県活用促進技術」の指定を取り消すことができる。

この場合、新技術活用委員会は、指定が取り消された旨を静岡県の新技術・新工法申請者に通知するものとする。

ア 当該技術が、『「建設工事における新技術活用促進に関する実施要領」の運用』の

5. 2 情報のメンテナンスにおいて、中止・削除が確認されたとき

イ その他、新技術活用委員会が「静岡県活用促進技術」として相応しくないと判断したとき

4. 3 静岡県活用促進技術の名称使用期限

当該技術の保有者は、指定された年度を含め5年間（4年後の年度末まで）に限り、「静岡県活用促進技術」の名称を使用することができる。使用期限が切れた技術については、過去に指定された技術として、新技術情報データベース等で記録を残す。

（使用期限のイメージ）

	4月	9月	12月	3月
1年目		○ 使用可能期間		
2年目				
3年目				
4年目				
5年目				

○ : 静岡県活用促進技術の指定

⇨ : 名称使用可能期間

4. 4 静岡県活用促進技術の活用促進に向けた措置

ア 土木事務所等は、「静岡県活用促進技術」が採用可能と判断される場合、設計時に比較検討の対象とし、活用促進に努めるものとする。

イ 静岡県活用促進技術については、年度当初に事務局で一括して見積徴収し、結果を新技術情報データベース等に掲載する。

ウ 静岡県活用促進技術については、技術概要や現場導入実績等を新技術情報データベースや積算資料等に掲載し、活用を促す。

5. 新技術情報データベース

5. 1 登録技術情報の提供

事務局は、委員会で登録を承認された新技術の評価結果等を新技術情報データベースに掲載し、県庁内はSDO、市町や一般にはインターネットを通じて情報提供する。

5. 2 情報のメンテナンス

事務局は、新技術情報データベースに登録している以下の事項について情報の変更・更新を実施する。

- ① 開発者から情報の変更・更新があった場合
- ② 情報の提供を中止する場合
- ③ 新技術評価の変更・更新があった場合
- ④ 登録後3～5年毎に、事務局より申請者に更新についての確認依頼をし、回答がない場合は登録技術を削除するものとする。
- ⑤ 不測の事態（倒産等）により申請者と連絡が付かない場合は、協力会社等（技術担当窓口）から変更の申請を受けることができるものとする。

5. 3 提供情報の責任の所在

新技術情報データベースの情報に関しては以下のとおりとする。

- ① 開発者等の作成した新技術情報の内容に関し、静岡県は責任を負わないこと。
- ② 技術に関する問い合わせ、トラブル、苦情等は開発者が対応するものであること。
- ③ 当該技術情報は、技術に関する証明を付与するものではなく、新技術活用の参考として整理されたものであること。
- ④ 特許権等知的財産権については、関係法令に基づき取り扱われるものであること。

附 則

この運用は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 4 月 4 日 一部改訂

平成 20 年 4 月 1 日 一部改訂

平成 22 年 9 月 9 日 一部改訂

平成 26 年 8 月 26 日 一部改訂

平成 29 年 2 月 24 日 一部改訂

平成 31 年 3 月 6 日 一部改訂

令和 5 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 8 年 4 月 1 日 一部改訂